

四日市市地域公共交通会議設置要綱改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため四日市市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置することに関し、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「法施行規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、法、法施行令(昭和26年政令第250号)及び法施行規則の例による。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。ただし、第1号に掲げる事項のうち「運賃・料金等に関する事項」は、第7条に規定する分科会で協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 <p>(交通会議の構成員)</p> <p>第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 四日市市都市整備部 理事 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその他関係団体 (3) 住民及び利用者の代表 (4) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者 	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため四日市市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置することに関し、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「法施行規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、法、法施行令(昭和26年政令第250号)及び法施行規則の例による。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 <p>(交通会議の構成員)</p> <p>第4条 法施行規則第9条の3第1項第2号に定める一般乗合旅客自動車運送事業者は、三重交通株式会社及び三岐鉄道株式会社とする。</p>

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(6) 三重県の職員

2 会長が必要と認めるときは、各号に掲げる者を交通会議の構成員として加えることができる。

(1) 道路管理者

(2) 三重県警察

(3) その他会長が交通会議に必要と認めた者

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、四日市市都市整備部理事をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議の議決方法は、過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 交通会議の庶務は四日市市都市整備部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第7条 第3条第1号の「運賃・料金等に関する事項」及び会長が必要と認める事項については、会長が分科会を設置し、当該分科会で協議する。

2 分科会の委員は、要綱第4条に掲げる者のうち、交通会議の会長が指名する者とする。

3 分科会の会長は、交通会議の会長とする。

4 第5条の規定は、分科会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

5 分科会長は、分科会の協議、調整の経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、職員をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議の議決方法は、過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 交通会議は原則として公開とする。

6 交通会議の庶務は四日市市都市整備部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条

(削除)

交通会議の運営に関して必要な事項は、**会長**が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年2月22日から施行する。

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(その他)

第7条 交通会議は、~~「四日市市都市総合交通戦略協議会」(平成22年6月29日設立。以下「協議会」という。)の分科会として位置づけ、会長は協議会の分科会長を兼ねる。~~

2 交通会議の運営に関して必要な事項は、~~四日市市都市総合交通戦略協議会分科会運営規定に準じる。~~

附則

この要綱は、平成19年2月22日から施行する。

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。